

## 同等品を選定する場合の手続きについて

仕様書等に「同等品可」又は「同等以上のもの」と表示のある物品については、仕様書に記載した規格及び例示品として示したメーカー・型番の品目のほかに、それと同等以上の物品（以下「同等品」という。）を選定し、入札に参加することができます。

同等品を選定する場合は、次の手続きにより事前に総合政策課へ同等品の確認をしてください。

なお、仕様書に例示品が示されていない場合は、必ず事前の同等品確認が必要です。

### 1 同等品の定義

同等品とは、仕様書に記載した規格（大きさ、材質、色等）、品質等と同等以上であることを認められたものとしします。

### 2 同等品確認の方法

同等品により入札に参加を希望する場合は、入札指名通知書に示す期間内に「同等品確認書」及び同等品候補の掲載されたカタログ、価格表等の資料を埼玉県電子入札共同システム（以下、「電子入札システム」という。）の質疑機能を使用し提出してください。

資料は仕様分かるように、目印等をして提出してください。

カタログ表示品を一部加工等するときは、「同等品候補（メーカー・型番・規格等）」欄に明記するとともに図面等を提出してください。

### 3 同等品可否決定の通知

同等品確認票の「確認」欄に、認定の場合は「○」を、不認定の場合は「×」を記入して、電子入札システムの回答機能により全者に掲示します。

### 4 その他

同等品の認定を受けていない物品で入札書を提出することはできません。

落札決定後に同等品の認定を受けていない物品で応札し落札したことが判明した場合は、例示品を納入するか、既に同等品として認定された物品を納入していただきます。仕様を満たす物品の納入ができない場合は、原則として指名停止措置の対象となりますので、十分に注意してください。

また、今回の入札で銘柄の入力を必須としている場合、入札が例示品である際は、「例示品」と入力ください。小鹿野町から同等品の認定を得られた製品による入札の場合は、当該製品のメーカー、型番等を入力ください。

問合せ：小鹿野町役場総合政策課契約担当

TEL：0494-75-4196

FAX：0494-75-2819